

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1, 目的

社会福祉法人おおぞら福祉会の法人理念に基づき、入所者・利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理また感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、入所者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この指針を定める。

なお、対策は入所者・利用者・職員を守るものであり、入所者・利用者を困らせるものであってはならないことを観点として堅持する。

2, 基本方針

- (1) 施設長をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 国内や県外、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3, 対策を実施する主な感染症

- (1) インフルエンザウイルス
- (2) 新型コロナウイルス
- (3) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- (4) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- (5) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- (6) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- (7) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- (8) その他の感染症

4, 基本方針を達成するための取り組み

- (1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、または発生しても施設内にまん延しない対応を全部署・全職員が協力して実施する。

- (2) 国内や県内、地域の感染状況をニュースやホームページ等でよく把握し、また嘱託医からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルにのっとり、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、入所者・利用者へ感染させないよう努める。
- (3) 職員に感染症の症状が認められた際は、速やかに上司に報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、入所者・利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルにのっとり対応を行い、他の入所者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- (4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については、速やかに全職員へ周知される。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる

5. 委員会の設置

基本方針を達成するため、社会福祉法人おおぞら福祉会に以下のように感染症対策委員会を設置する。

ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、医師、専門家の参画や施設単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数の変更することができる。また、保健所等に助言を仰ぐこともできる。

(1) 委員会の構成職員

- ・施設長（施設全体の管理責任者）
- ・グループホーム管理者
- ・サービス管理責任者
- ・生活支援員（BCP 担当）
- ・生活支援員（グループホーム担当）
- ・看護職員（感染症対策担当者）

(2) 感染症対策委員会の開催

委員会は3ヶ月に1回開催し、必要に応じて随時開催する。

(3) 感染症対策委員会の役割

- ① 施設内感染症対策の立案・検証・修正
- ② 各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③ 職員への感染症対策の教育・研修内容の検討

- ④ 感染症発生時の対応の分析と今後の対応検討
- ⑤ その他必要な事項

6, 感染症対策マニュアル及び事業継続計画（BCP）の整備

（1）感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に毎年流行する「インフルエンザウィルス」や「ノロウィルス」については、そのマニュアルごとの対策を確実に実施する。

（2）事業継続計画（BCP）

新型インフルエンザウィルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画（BCP）を作成し、定期的に見直しを行う。

7, 感染症予防の徹底（平常時の衛生管理）

インフルエンザやノロウィルス等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

（1）施設内の衛生管理

- ①感染症の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
- ②日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。
- ③製造物（パン・味噌・せんべい等）及び食品を保管する際は、適切な温度管理に努める。
- ④利用者・職員にワクチン接種を推奨していく

（2）感染症予防と対策

- ① 職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ② 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- ③ 職員の体調不良時には早期報告を呼びかけ、必要に応じて出勤停止等の措置を

取る。

- ④ 家族・来所者に体調不良者がいる場合、入館制限を設ける。

8, 感染症発生時の対応

(1) 発生状況の把握

- ・感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに施設長に報告し、講じた措置を記録する。
- ・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

(生活介護・就労継続支援B型)

- ・37.5度以上熱や体調不良の訴えがある人の通所・通勤は利用者・職員を問わず断っていく。
- ・職員・利用者の検温を毎日行い、全員の体調を細かく把握していく。
- ・取っ手や扉の消毒を毎日実施する。
- ・食事は小集団で十分に間隔を開けられるよう、交代制で取るようにする。
- ・手指消毒のアルコールを入口に設置して、使用を徹底する。
- ・ワクチン接種についても、積極的に受けるように情報を発信していく。

(グループホーム)

- ・職員・世話人・宿直・利用者が検温を毎日行い、全員の体調を細かく把握していく。
- ・ゾーン分けを行い、感染者用のトイレ・洗面台・洗濯機を固定し、リビングや食堂などの、共有スペースを閉鎖する。利用者の入浴も2日に1回とし、入浴後は必ず支援者が浴室・浴槽の消毒を行う。
- ・食事は、使い捨て容器で提供し、居室で食事を取ってもらった後、容器はそのまま廃棄して、洗い物が発生しないようにする。

(3) 関係機関との連携

- ・必要に応じて、医療機関への移送、かかりつけ医への連携を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるように対応する。
- ・報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所に報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について考える。
- ・計画相談やケアマネージャーへ、感染者の状況及び対応内容について報告する

(4) 行政への報告

- ・以下の報告基準にのっとり、迅速に行政機関に報告する。

<報告が必要な場合>

- ・同一の感染症またはそれが疑われる死亡者や重篤患者が、1週間に2名以上発生した場合。
- ・同一の感染者の患者、それが疑われる者が10名以上または、全利用者の半数以上が発生した場合。
- ・上記以外の場合であっても、各自治体の基準により報告が必要な場合、または通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

9, 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- (1) 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認を目的に年2回以上の研修、年2回以上の訓練を実施する。
また、新規採用者には、採用時に研修を行う。
- (2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識・普及・啓発を促す。
- (3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

10, 指針の閲覧

本指針は入所者・利用者及び家族等が希望した場合にすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

11, その他

本指針及び関連するマニュアル等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。